

==== 公布された規則のあらまし ====

平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 鳥取県税条例が一部改正され、これまで自動車税の課税免除の対象とされていた身体障害者等が運転する自動車等は、平成23年度から自動車税の減免の対象となった。
- (2) 平成22年度に身体障害者等に係る自動車税の課税免除の承認を受けた自動車について、平成23年度当初から円滑に自動車税の減免の申請手続を行えるようにするため、平成23年度における自動車税の減免の申請に係る様式を整備する。

2 規則の概要

- (1) 平成22年度に身体障害者等に係る自動車税の課税免除の承認を受けた自動車について、平成23年度に身体障害者等に係る自動車税の減免の申請を行う場合は、鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、この規則に定める様式を用いることとする。
- (2) その他平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続について必要な事項を定める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。